

民生委員制度の有償化に関する考察

— 有償ボランティア活動との比較を通じて —

後山 恵理子

1. はじめに

民生委員児童委員（以下、民生委員と略記する）の活動は、戦前戦後の社会構造や環境の変化を受けつつも、地域住民の調査やその対応に向けた相談機能を担ってきた第一人者と言える。また、その活動は行政の「協力機関」という面と、地域福祉推進の担い手としての「ボランティア」という2つの役割を担ってきている。社会福祉基礎構造改革の流れから2000年の民生委員法改正では、「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い…」（第1条）とされ、名譽職も削除され無給の社会奉仕者となって、民生委員活動は新たな展開を迎えていく。

民生委員の委員体制は小学校区に1配置されており、住民側の福祉課題を吸い上げる大きな役割を担っている。2006年4月の介護保険法改正では、予防重視型システムへの転換から今後は高齢者の生活機能低下の早期発見・早期対応に向けた取り組みが再重視され民生委員に対する新たな期待も多い。しかしながら、現実的には、民生委員の活動に対する責任感や活動分野の拡大に伴う知識と技術の習得の必要性、ならびに活動量の負担感、民生委員の職務的なイメージ等で、民生委員の担い手が現在減少しつつある⁽¹⁾。

一方、民生委員活動と性格や機能は違うものの、地域活動・社会活動の一つとして考えられているボランティア活動は、ノーマライゼーションや政策転換、コミュニティ形成、生きがい、社会参加等の背景から、昨今、参加する担い手は増加傾向⁽²⁾にある。現在のボランティア活動は、単独的活動から有償ボランティアとする住民参加型在宅福祉サービス団体、NPO、

NGO等の組織や団体の形成による多様な活動が展開している。

これまでの典型的なボランティア活動では「報酬を期待しない無償的活動」⁽³⁾が中心となってきたが、活動の担い手の広範囲な年齢層や活動意識の変容、公的サービスの減退等とその適合性から、ボランティア活動に対する報酬の介在は否定的なものではなくなってきている。そればかりか利用者にとって安定、継続したサービス提供の仕組みであることや報酬の介在が活動意欲を高め、対等な関係を構築するという論考も示されている。法人格を有するNPOやNGOなどの団体・組織では、組織の強化、国際的な視野、専門的な知識の必要性、ボランティア団体の限界を乗り越えるために、継続性を有する活動資金を確保する必要性を提起している。

そこで、本研究では、民生委員活動の参加意欲と活動実態を明確にするとともに、有償ボランティア活動の報酬に伴う有意性を文献や調査報告書等を通じて考察する。また、それと併せてその有意性を通じて民生委員活動に見合う報酬の必要性について検討する。

2. 高齢社会対策と民間活力の導入

戦後の高齢化率は、1950年で5%、1970年には7%、1994年には14%を超える高齢社会となり、2050年には3人に1人が高齢者という時代を迎えようとしている。このような急速な高齢化のなか、日本の長寿社会は、とりわけ高齢者問題を論じるとき、年金や医療、福祉、近年では認知症、一人暮らし、寝たきり、虐待、社会的孤立などをめぐる問題は重要な課題として取り上げられている。

戦後は、ごく一部の低所得者を対象とした

養老施設が主だった高齢者施策であったが、1970年代には、寝たきり高齢者の実態が報告されるなど施設への充実が求められました。しかし、その後、老人医療費の無料化の影響による財政難や社会的入院の指摘、住み慣れた地域で過ごすことの重要性から在宅福祉の施策がとられはじめます。ゴールドプラン（1989年）、新ゴールドプラン（1994年）の策定では、介護サービスの数値をもって高齢者保健福祉施策が推進されるとともに市町村を中心とした在宅サービスや施設サービスの充実が図られた。

今後の長寿社会に向けて、1995年には「高齢社会対策基本法」が制定され、その基本理念として①多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会、②地域社会が自立と連帶の精神に立脚して形成される社会、③生涯にわたって健やかに充実した生活を営むことができる豊かな社会構築を唱え、「長寿化した高齢社会を国民一人一人が生涯にわたって真に幸福を享受できる高齢社会を築くために、雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境等に係る社会システムが高齢社会にふさわしいものとなるようにすること」が目標となつた。

一方諸外国でも、1997年に行われたデンマーク・サミットでは、「多くの高齢者がかなりの高齢まで労働及びその他の社会的に生産的な活動を続ける意思及び能力を有すること」や、「高齢者が被扶養者であるという古い固定観念は棄て去るべきこと」を声明し、新しい高齢者像への転換が議論され、その対応が展開されている。

高齢社会対策大綱（2001年）では、経済社会の活力を維持するため、「就業と所得」「健康と福祉」「学習と社会参加」「生活環境」「調査研究」の5つの分野に基本的提言をおき、その基本姿勢に、「国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会づくり」を示している。

ゴールドプラン21「今後5か年間の高齢者保健福祉施策」（1999年）では、平成12年介護保険法施行を踏まえ、「高齢者が健康で生きがいをもって社会参加できるよう、活力ある高齢者像を構築すること」等が目標の一つとして

挙げられた。また、介護保険法制定後の介護保険法等の一部改正では、「制度の持続可能性の確保、明るく活力ある超高齢社会の構築、社会保障の総合化を基本的視点として、予防重視型システムへの転換」が提起され、すべての高齢者が生きがいをもって暮らせるように、要介護状態になる前の生きがい、健康づくり対策や生活支援対策が課題とされている。

このように日本の高齢社会対策の方向性は、現在、高齢者の活力やQOLを向上・維持するための生きがい・社会参加を促進する方法や、高齢者ができるかぎり活動させる場を確保するための社会構造や社会政策・制度等の構築が課題とされている。また、それに伴い、1986年に閣議決定された「長寿社会対策大綱」のなかで、個人に自助努力、家庭、地域の役割重視とともにシルバーサービスが長寿化を支えるものとして位置づけられた。したがってマンパワーの量的確保とともに多様な企業の参入及び社会参加に伴うボランティア活動、地域活動等の自助、共助、公助を総括した地域福祉の推進が期待されている。

3. 地域活動への期待

地域活動・社会参加には、多様な参加活動があり様々な方法や参加スタイルがある。就業して企業などの雇用労働に従事する有償労働として社会につながるものや、地域社会への参加としてボランティア活動やNPO活動、自治会や民生委員活動等がある。1990年には、市町村に権限が委譲され、社会福祉基礎構造改革の中間報告では「地域福祉の確立」が課題とされるなど、昨今では地域福祉を推進を図るための地域活動・社会参加への参加活動が重要視されている。

しかしながら、内閣府政策統括官（2003年）「高齢者の地域社会の参加に関する意識調査結果」60歳以上の高齢者のアンケート調査では、近所づきあいの程度はどのくらいかについて、過半数近くが「挨拶をする程度、付き合いは殆どない」という報告を受けている。「今後、地域で参加したい・参加している活動はなにか」

の質問では、健康・スポーツ、趣味、地域行事の順で、地域行事（祭りなどの地域の催しもの世話等の地域貢献）へ参加意識がやや高くなっている。活動に参加したい理由は、「生活に充実感をもちたい、健康や体力に自信をつけたい、お互いに助け合うことが大切」の順である。「福井県の労働と福祉研究会」（2003年）アンケート調査では、現在の社会福祉に関するボランティア参加率は14.5%で、今後の参加意欲については44.2%と半数近くで参加意欲は高い。一方、民生委員・審議会の委員などの公的活動は現在の参加率が5.6%と低く、今後の参加意欲は14.7%である。

昨今、日本では教育も充実・拡大し、高学歴な高齢者が増加して福祉に関する知識レベルも高くなっている。年金制度も形ばかりであるが充実してきており、経済的に自立した高齢者も増加している。余生を内向的に生きる生き方だけでなく積極的・外向的に社会に関わっていく生き方も反映してきている。戦後から現在までの日本の社会構造や環境は大きく変化し続けている。その変化に伴い、人々の価値観も変化してきている。高齢期の人生をいかに過ごすかも大きなテーマになってきている。また、今まで地域との関係が希薄だった団塊世代が高齢期を迎えるつある。今後はこうした世代や定年退職者等が地域との関係を再構築するために、就労や、社会参加、社会活動を促進する必要が指摘されている。

4. 民生委員活動

（1）民生委員活動の参加意欲と活動実態

2000年の民生委員法改正では、名譽職も削除され無給の社会奉仕者となって、民生委員活動は新たな展開を迎えていた。

民生委員制度創設80周年活動強化推進方策では、①個別援助活動の強化、②在宅支援をすすめるネットワークづくり（見守りと支援のための連携体制）、③福祉のまちづくり、④子育て環境の整備、児童委員活動の推進、⑤協働活動の積極的展開、⑥民生委員児童委員会協議会の機能強化、等が提起された。民生委員の活動

は、戦前戦後の時代的背景を受けつつも、地域住民の調査やその対応に向けた相談機能を担ってきた第一人者と言える。現在では、老人福祉法、児童福祉法等の相談協力機関、及び地域住民の身近な相談者・支援者として多くの役割・職務が期待されており民生委員が習得する分野・活動もますます拡大してきている。

また、民生委員の委嘱数は、229,958人（2000年）、小学校区に1配置された委員体制は、市町村や地域包括支援センター等の相談体制の職員配置数からしても住民側の福祉課題を吸い上げる大きな役割を担っている。2006年の介護保険法改正では、予防重視型システムへの転換から今後は高齢者の生活機能低下の早期発見・早期対応に向けた取り組みが再重視され民生委員に対する新たな期待も高い。

しかしながら、民生委員の担い手は年齢も若返り、女性を中心とした活動に変わりつつあるが担い手は減少傾向にある。その理由として挙げられるのは、半数以上の民生委員が他の役職（自治会、老人会等）、子育て、家事を兼任しており時間的制限があること、民生委員の活動や分野の拡大に伴う知識と技術の習得の負担感や責任感、生活保護に関する民生委員のイメージ等⁽⁴⁾で、民生委員の担い手が現在減少している。

民生委員の活動実態についての報告では、地域住民の実態把握や評価をしているかどうかの質問に対して、73.5%が「特に何も行っていない」。今後の民生委員活動で取り組みたい活動の有無については49.5%が無回答であった。連携やネットワーク構築への意欲も「受動的傾向」⁽⁵⁾がみられた。このような調査報告から推測すると民生委員は、一部の委員を除き、積極的・主体的な活動をしているとはいえない傾向があると考えられる。

さらに、神奈川県民生委員児童委員協議会の「民生委員児童委員の活動及び意識に関する」調査報告書（2005年度）では、現在、活動中の民生委員に調査したところ、民生委員に着任するまでのプロセスで「地域に民生委員がいることは知っていたが民生委員の活動内容を理解のまま民生委員になった」という回答が多く、

民生委員活動に関する活動情報が地域住民に周知されていない傾向がみられた。また、民生委員着任時に活動内容の説明を受けたかどうかの質問では、わずか25%が「説明された」と述べている。推薦時の感想は「断りきれずに引き受けた」が35.8%を占めている。

2006年度A県のボランティアセンター(60歳以上男女対象)で実施した「民生委員活動とボランティア活動の参加意欲」アンケート調査⁽⁶⁾では、「民生委員活動に参加したくない理由」として、行政との協力関係における高度な専門知識が求められることや、行政との協力関係とボランティア精神の二つの側面が必要とされること、民生委員活動に求められる労力への負担感、居住地域内の民生委員活動に対する疑問や不満感、民生委員の選出方法への懸念などが挙げられた。

(2) 民生委員活動の二つの性格と機能

大橋謙策(1999:134-135)は、民生委員制度創設80年に至るまでの経過を下記の3つにまとめている。

- ①戦前では福祉事務所などなく社会福祉行政が未整備の時期で、その時の方面委員はまさに社会福祉サービスの実施者であった。
 - ②戦後1951年に社会福祉事業法が制定され、社会福祉行政が整備されたのに伴い、民生委員が福祉事務所などの関係機関の協力者として位置づけられた時期
 - ③日本が1970年に65歳以上の人口比率が7%を超える高齢化社会に入ることにより、社会福祉が大きく変容しはじめ、従来の経済的給付や施設入所型サービスから地域福祉・在宅福祉サービスへと社会福祉サービスのあり方が変わってくるなかで民生委員の活動のあり方が変化する時期
- 今後の民生委員に求められる役割は、地域福祉推進における中核的役割であり、ボランティアのなかのボランティアである、⁽⁷⁾として民生委員本来の民間奉仕者としての性格と機能に戻るべく方向性を示している。また、他方に牧里毎治(2001:171)は、今後、民生委員が行政の協力員として職務を担い、当事者組織やボラ

ンティア・グループを行政組織との協力関係にもって行く際の、案内人、仲介者としての役割を期待している⁽⁸⁾と述べている。

民生委員活動の現在に至る歴史的な経過からしても、民生委員の性格と機能は、行政の「協力機関」という面と、地域福祉推進の担い手としての「ボランティア」という2面性をもっている。言わば、民間奉仕者として行政に「協力活動」と、自らが民間奉仕者としてボランティアなどを行う「自主的活動」という2つの役割を担ってきている。こうした曖昧な活動を古川孝順(1999:117)は、住民の立場から公の職務に協力することを再認識する必要があると述べている。さらに、「民生委員の職務の実態からそれに見合う報酬を定額において支給されるべきことや、交通費・電話料金などの活動に要する費用についても別途支出される必要性がある」ことを掲げている⁽⁹⁾。

また、渡辺武男(1999:14)は民生委員の2面性から3つの問題を提起している⁽¹⁰⁾。

- ①公的責任を果たすべき福祉行政の実施主体としての役割(責任)が不明確ななかで、民生委員の福祉行政への協力が曖昧なものとなり、実のあるものになっていくのか、逆に行政機関と疎遠になっていくのかという点、すなわち協力機関の“協力”的意味が問われる。
- ②福祉サービスの利用について、利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択(契約)する方式への転換および多様な事業主体の参入に関連して、このような状況のなかで、民生委員の相談・援助活動が混乱していくのではないか。
- ③民生委員の活動が地域福祉の推進という名において一方的に事業化され無報酬の人材として安易に活用されていくのではないか。

このように、2000年の民生委員法改正で民生委員の位置づけは明確になったとはいえ、民生委員活動は行政の「協力機関」という面と、地域福祉推進の担い手としての「ボランティア」という2面性をもつことで、多くの課題を今も抱えている。

5. ボランティア活動

「ボランティア」とは、「voluntas」、「voluntarius」などのラテン語を語源とし、「自由意志、自らすすんで、任意で」という意味合いで、「er」をつけ人名称になったとしている。社会福祉用語辞典によれば「有志者、志願兵」の意味⁽¹¹⁾で、社会福祉においては、無償性、善意性、自発性に基づく技術援助、労力提供等を行う民間奉仕者をいう⁽¹²⁾。定義としては、「ボランティアとは自ら進んで、報酬を期待せず時間や労働を提供し、社会的な目的の実現に参加することを志す人」、「自分の意志で人や社会のために役立とうとして行動する人」とされている⁽¹³⁾。

ボランティアが行うボランティア活動はさまざま、個人的又はグループで子ども会のお世話や高齢者のお話し相手、地域の清掃活動、高齢者や障害者の福祉施設への訪問、交流、お手伝い等で、今日では環境等における国際的ボランティア活動にまで及んでいる。

ボランティア育成が本格化したのは1970年代後半である。その背景には、コミュニティ・ケアや福祉見直しの継続、マンパワー対策の指向性から官民協働体制のもとに公私の役割を再明確化したことによりボランティアへの注目が高まりだしている。また、家族機能が弱体化した1980年代にもボランティア活動が活発化している。一つには行政が担えなくなった部分をボランティア活動が福祉サービスを担うことが期待されたからである。

ボランティアの4原則としては、①自発性、(誰に強制されるのではなく、自分が好きではじめる。勝手に続けるということ)、②無償性(金銭の期待をして行うものではない、自発的に無償でよしとしていること)、③社会性、(ヒエラルキーの中での役割を果たすことなくフラットな関係で支え合うこと)、④先駆性、(現状にとらわれず、開かれた視点から社会を見つめ、従来の活動を見直したり、新しくチャレンジしたりすること)で、人のためや社会のために自分の労力や時間を提供すること⁽¹⁴⁾である。また、利用者から感謝されたことでの達成感や満足感

から、ボランティアはボランティアされる側とも考えられている。

マスロー A. H. (1908 – 1970)によれば、人間の基本欲求の基底には生物として共通にもつ「生理的欲求」や「安全な状態でありたい欲求」がある。これはモノやカネによって充足しうる欲求である。しかし人間はより高い欲求として「人とのつながりのなかで、愛され生きたい」、「自分に自信をもち、他者からも評価されたい」、あるいは「自己実現したい」といった欲求が存在しており、その中でとりわけボランティア活動はその欲求を満たす一つとして考えられている。

6. 有償ボランティア －有償化する意義－

有償ボランティアについて次のように述べている。「ボランティアは自らの意志に基づき無償で福祉活動等を行う者を指すが、この場合の有償とは福祉活動等に際して交通費、食費、報酬が保障されていることをいう。しかし、どこまでをボランティアとするかは必ずしも定まった見解はなされていない。」⁽¹⁵⁾

現在、ボランティア活動は余暇や休日を使って単独的な活動するばかりでなく、NPOやNGO、ボランティアセンター等に所属して職業的なボランティアとして活動する団体もあり、その数は増加している。

これまでの日本のボランティアは、本人の意思や自発的で善意のもとに参加するのだから、援助技術や知識、報酬は必要がないと考えている人が多かった。しかし、近年NPOやNGOなどの団体等では、組織の強化、国際的な視野、専門的な知識の必要性⁽¹⁶⁾、ボランティア団体の限界を乗り越えるために、継続性を有する活動に必要な資金と人材の確保する必要性を提起している。さらにそれらを包括した組織や運営の仕方まで課題とされている。

最近の社会福祉に関するボランティア活動の担い手は9割以上が女性で、そのうち40~60歳代が全体の85%を占めており、地域を中心とした家事援助やデイサービス、配食サービス

等の在宅福祉サービスのボランティアである⁽¹⁷⁾。

昨今、ボランティア活動といえども、老人福祉施設のボランティア活動や、在宅での家事援助、配食サービス等の援助・支援については、継続して利用者にサービスを提供することが望ましいとされている。また、利用者との信頼や援助のための関係づくりも長期的な時間が必要になる。この点から考えると、自発性に基づく無償のボランティア活動での継続性や安定性からすると、その対応が困難になる。そこで利用者にとってより安定、継続したサービス提供のしくみを作るために提案されたのが、低額でサービスを提供する仕組み、つまり有償化するシステムである。

有償化については、「自発性、社会性、無償性」というボランティアの3原則から考えると批判が多いが、行政が対応できない領域やこれまでのボランティア活動では対応できなかった領域を担う仕組みとしての期待は大きい。社会福祉協議会では有償ボランティア団体を「住民参加型在宅福祉サービス団体」と命名してボランティアの参加意欲を促進している。

2006年にA県のボランティアセンターで活躍する60歳以上男女対象13名に「民生委員活動とボランティア活動の参加意欲」⁽¹⁸⁾についてアンケート調査をしたところ、「たとえボランティア活動といえども交通費等の経費は欲しい」と考えている人が13名中6名、「時間給で報酬が少し欲しい」が2名であった。さらに11人中5人は「収入ある一般の仕事をしたい」と考えていた。

塙本利幸（2006：155）は参加意欲と参加実態のギャップを解消するものとして、一つに参加に要するコストの問題を挙げている。「活動に参加することで発生する費用や時間の負担が大きければ、参加したい気持ちはあっても参加するのは困難になる。」⁽¹⁹⁾としている。

有償ボランティアの一般的な特徴は①会員制、②サービス供給者と利用者の間の対等な関係という「互酬性」、③サービス提供と授受に一定の金銭が介在する有償性にある、と考えられている。また、有償化の理由として、①有償化によって、サービス受益者と提供者の間の「対

等な関係が確保できる」、②活動に対する「社会的評価」の存在、③多様な人々の参加、④有償化による団体の「活動資金の確保」⁽²⁰⁾が挙げられている。

7. 民生委員活動の有償化

昨今、民生委員活動の担い手は年齢も若返り、女性を中心とした活動に変わりつつある。しかし、半数以上の民生委員が他の役職（自治会、町内会、教育活動等）や家事、子育て等を兼任するなど活動に時間的制限があり、継続的なサービス提供や利用者との関係づくりが困難にある。さらに民生委員の活動や分野の拡大に伴う知識と技術の習得への負担感や責任感、民生委員のイメージから民生委員活動の担い手は減少している。

このような現状を踏まえ、上記の有償化に伴う有意性の4つを通じて考察を試みると以下のようになる。

- ①サービス受益者と提供者との「対等な関係の確保」。名誉職は削除されたものの、民生委員の職務が行政の職務とりわけ生活保護関係というイメージや、一部の民生委員を除き、民生委員の意識・体制が今だ名誉職的傾向がみられ、利用者との対等な関係が確保されていないと考える。
- ②活動に対する「社会的評価」の存在。調査報告書等では、民生委員の活動意欲は積極性が低く受動的傾向にある。報酬の介在によって民生委員活動は「社会的評価」を受け、民生委員活動の意識は高揚し研磨されていくと予測する。
- ③「多様な人々の参加を促進」。民生委員は、職務上、地域住民の個人的な情報を共有せざるを得ない状況下にあり、守秘義務の観点から選別による民生委員の選任方法は必要ではないかと考える。
- ④団体の「活動資金の確保」。これまで行政や社会福祉協議会等との協力関係が強調されすぎて民生委員活動自らの運営や資金確保が促進されていなかつたように考える。今後は独立した組織として再強化し、専門的な

知識の必要性や継続性を有するために活動資金を確保する必要があると考える。

このことから民生委員活動を有償化する必要があるのではないかと考えられる。

8. おわりに

近年では、ボランタリズムの議論は多岐にわたって論ぜられており活動形態も変化してきている。とりわけ法人格を有するNPOやNGO等の団体の活動報酬における有意性は、①有償化によって、サービス受益者と提供者の間の「対等な関係が確保できる」、②活動に対する「社会的評価」の存在、③多様な人々の参加、④有償化による団体の「活動資金の確保」が挙げられている。民生委員活動は、行政の「協力機関」という面と、地域福祉推進の担い手としての「ボランティア」という2面性を兼ねており、ボランティア活動の性格や機能とは異にするものである。しかしながら、二者とも地域活動・社会活動の一構成員であり、高齢者の問題解決に取り組む担い手である。地域を中心とした援助活動には、地域住民との信頼関係や援助関係を構築するために長期的なかかわりや利用者にとっては継続的なサービスを提供する必要がある。したがって、有償化による報酬の介在は、民生委員活動に対する活動時間の継続化や責任感を高めるばかりでなく利用者との対等な関係の確保、活動資金の確保、参加意欲の促進を高める要因ともなると考える。このようなことから民生委員活動が活性化するための一つの方法として、有償化するシステムについても今後は考慮してもよいのではないだろうか。

注

- (1) 神奈川県民生委員児童委員協議会 (1998)『民児協運営の手引き』,1。
- (2) 厚生労働省政策統括 (2005)『厚生労働白書(平成17年版)』,478。
- (3) 岡本栄一他著 (1976)『ボランティアハンドブック』大阪ボランティア協会。
- (4) 神奈川県民生委員児童委員協議会 (2005)『平成14年民生委員児童委員の活動及び意識に関する調査報告』。
- (5) 後山恵理子 (2003)『在宅介護支援センターと民生委員との連携に関する一考察－事例調査から－』大妻女子大学紀要。
- (6) 後山恵理子 (2006)『民生委員活動とボランティア活動との参加意欲』アンケート調査。
- (7) 大橋謙策 (1999)『地域福祉』放送大学教育振興会,134 - 135。
- (8) 牧里毎治 (2001)『地域福祉』有斐閣,171。
- (9) 古川孝順 (1999)『社会福祉基礎構造改革－その課題と願望－』誠心書房, 117。
- (10) 渡辺武男 (1999)「これからの中生委員・児童委員活動の役割と課題 - 行政・他機関との連携と福祉の風土づくりをめざして - 」『社会福祉研究』第76号, 鉄道弘済会,12。
- (11) 厚生省社会・援護局児童家庭局監修、2005『新版社会福祉用語辞典』中央法規。
- (12) (2005)『新版社会福祉用語辞典』中央法規。
- (13) 森井利夫 (1987)『社会心理用語辞典』至誠堂。
- (14) 高橋陽子 (1999)『60歳からのいきいきボランティアーフィラソロピーの実践－』日本加除出版4 - 5。
- (15) 野上芳彦 (1996)『実践ボランティア講座』柏樹社,11。
- (16) 鈴木真理 (2004)『ボランティア活動と集団－生涯学習・社会教育的探求』学文社,64 - 66。
- (17) 江上 渉 (1994:173 - 194) の意識調査では、ボランティア活動の担い手の9割以上が女性で、そのうち40~60代が全体の約85%を占めている。
- (18) 後山,前掲書 (6)
- (19) 岡本民夫編著 (2006)「社会活動への参加と働き方」『長寿社会を拓く』ミネルヴァ書房,155 - 156。
- (20) 西山志保 (2005)『ボランティア活動の論理 - 阪神・淡路大地震災からサブシステム社会へ』東信堂,164 - 166。